

令和7年 第3回

いなべ市議会 定例会 議案

令和7年第3回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
諮問 第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
諮問 第3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
同意 第2号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	
同意 第3号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	
同意 第4号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	
同意 第5号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	
同意 第6号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	
同意 第7号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	
同意 第8号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	
同意 第9号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	

令和7年第3回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
同意 第10号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	
同意 第11号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	
同意 第12号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	
同意 第13号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	
同意 第14号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	
同意 第15号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	
同意 第16号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	
議案 第40号	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第41号	いなべ市議会議員及びいなべ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第42号	いなべ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	

令和7年第3回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
議案 第43号	いなべ市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第44号	いなべ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第45号	工事請負契約の締結について（いなべ市消防団藤原地区詰所新築工事）	
議案 第46号	工事請負契約を変更する契約の締結について（野遊びSDGs拠点（仮称）附属棟等整備工事）	
議案 第47号	財産の取得について（消防ポンプ付き自動車購入）	
議案 第48号	いなべ市道路線の認定について	
議案 第49号	いなべ市道路線の変更について	
議案 第50号	いなべ市道路線の廃止について	
議案 第51号	令和7年度いなべ市一般会計補正予算（第3号）	
議案 第52号	令和7年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	

令和7年第3回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
議案 第53号	令和7年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	
議案 第54号	令和7年度いなべ市介護保険特別会計補正予算(第1号)	
議案 第54号	令和7年度いなべ市下水道事業会計補正予算(第2号)	
認定 第1号	令和6年度いなべ市一般会計歳入歳出決算認定について	
認定 第2号	令和6年度いなべ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定 第3号	令和6年度いなべ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
認定 第4号	令和6年度いなべ市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定 第5号	令和6年度いなべ市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	
認定 第6号	令和6年度いなべ市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	
	以下余白	

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和7年9月2日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 [REDACTED]

氏 名 服部 誠子

生年月日 [REDACTED]

任 期 令和8年1月1日から令和10年12月31日まで

提案理由

人権擁護委員10人のうち、川島修委員が令和7年12月31日をもって任期満了となるため、その後任の委員として服部誠子氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦しようとするもので、人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

提案理由

人権擁護委員10人のうち、辻久好委員が令和7年3月31日をもって辞任されたため、その後任の委員として辻宏氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦しようとするもので、人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和7年11月30日をもって満了となるため、近藤修氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和7年11月30日をもって満了となるため、中西康弘氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和7年11月30日をもって満了となるため、伊藤清徳氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和7年11月30日をもって満了となるため、岡田康平氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第6号

いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

次の者をいなべ市農業委員会の委員としたいから、その任命について
議会の同意を求める。

令和7年9月2日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 

氏 名 美濃部 孝司

生年月日 

農業者の区分 一般

経営面積 22,161平方メートル

担当区域 北勢町区域（治田地区）

提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和7年11月30日をもって満了となるため、美濃部孝司氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和7年11月30日をもって満了となるため、二之湯和彦氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和7年11月30日をもって満了となるため、小林政則氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第9号

いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

次の者をいなべ市農業委員会の委員としたいから、その任命について
議会の同意を求める。

令和7年9月2日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 

氏 名 中村 進也

生年月日 

農業者の区分 認定農業者である個人

経営面積 111,864平方メートル

担当区域 員弁町区域（員弁東地区）

提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和7年11月30日をもって満了となるため、中村進也氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和7年11月30日をもって満了となるため、石原昭彦氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和7年11月30日をもって満了となるため、瀬木光氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和7年11月30日をもって満了となるため、伊藤恵子氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和7年11月30日をもって満了となるため、服部清徳氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第14号

いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

次の者をいなべ市農業委員会の委員としたいから、その任命について
議会の同意を求める。

令和7年9月2日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 

氏 名 中村 正治

生年月日 

農業者の区分 一般

経営面積 7, 4 2 3 平方メートル

担当区域 藤原町区域（東藤原・西藤原地区）

提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和7年11月30日をもって満了となるため、中村正治氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和7年11月30日をもって満了となるため、片岡節男氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第16号

いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

次の者をいなべ市農業委員会の委員としたいから、その任命について
議会の同意を求める。

令和7年9月2日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 

氏 名 小寺 俊行

生年月日 

農業者の区分 一般

経営面積 4,094平方メートル

担当区域 藤原町区域（中里地区）

提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和7年11月30日をもって満了となるため、小寺俊行氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第40号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和7年9月2日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

指定病院等における不在者投票の外部立会人に支払う報酬を新たに定めるため、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年いなべ市条例第36号）
の一部を次のように改正する。

別表第1 選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人の項の次に次のように加える。

指定病院等における不在者投票の外部立会人	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第13条の2第2項に規定する額に立ち会った時間数を乗じ、これを投票所を開く時刻から投票所を閉じる時刻までの時間数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
----------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第41号

いなべ市議会議員及びいなべ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市議会議員及びいなべ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和7年9月2日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

いなべ市長の選挙における選挙運動の公費負担を見直すため及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）が施行され、最近における物価の変動等に鑑み、選挙運動費用の一部の公費負担の限度額が引き上げられたため、同令の改正に準じて、いなべ市議会議員及びいなべ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市議会議員及びいなべ市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

いなべ市議会議員及びいなべ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年いなべ市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

いなべ市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

第1条及び第2条中「及びいなべ市長」を削る。

第9条及び第10条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第13条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のいなべ市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示されるいなべ市議会議員選挙及びいなべ市長選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示されたいなべ市議会議員選挙及びいなべ市長選挙については、なお従前の例による。

議案第42号

いなべ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の制定について

いなべ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定しようとする。

令和7年9月2日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正され、保育所等に通っていない満3歳未満のこどもを育てている家庭が柔軟に利用できる通園給付（こども誰でも通園制度）を実施するに当たり、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、その関係条例を制定するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条—第19条)

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則(第20条)

第2節 一般型乳児等通園支援事業(第21条—第24条)

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第25条・第26条)

第3章 雑則(第27条・第28条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及び

これと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第 15 条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第 16 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第 17 条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第 18 条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 19 条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第 20 条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業 (設備の基準)

第 21 条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 1.65 平方メートル以上であること。

(3) ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。

(4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5) 満 2 歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
---	----	--------

2階	常用	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保

育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、

副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

いなべ市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和7年9月2日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第221号）が施行されたことに伴い、市条例で引用する条が繰り下げられたため、いなべ市都市公園条例の一部を改正するには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市都市公園条例の一部を改正する条例

いなべ市都市公園条例（平成15年いなべ市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第20条第1号カ中「令第21条第2項第1号」を「令第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 4 号

いなべ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）が公布され、市条例で引用する条が改正されることに伴い、いなべ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

いなべ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年いなべ市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条中「法第33条の10」を「法第33条の10第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第45号

工事請負契約の締結について (いなべ市消防団藤原地区詰所新築工事)

次のとおり、いなべ市消防団藤原地区詰所新築工事の請負契約を締結しようとする。

令和7年9月2日提出

いなべ市長 日 沖 靖

- 1 契約の目的
いなべ市消防団藤原地区詰所新築工事
- 2 工事の場所
いなべ市藤原町市場115番地
- 3 契約の方法
条件付一般競争入札
- 4 契約金額
542,091,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 49,281,000円)
- 5 契約の相手方
三重県三重郡川越町大字高松字乾211番地
株式会社河村産業所 三重支店
支店長 福島 英文

提案理由

いなべ市消防団藤原地区の詰所は現在5か所あり、それぞれ築20年以上が経過し老朽化していることから、老朽化した旧藤原庁舎を解体し、同敷地内に藤原地区消防団の統合詰所と避難所を兼ねた施設として整備しようとするもので、予定価格1億5,000万円以上の工事の請負契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びこれに基づくいなべ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年いなべ市条例第45号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第46号

工事請負契約を変更する契約の締結について (野遊びSDGs拠点(仮称)附属棟等整備工事)

次のとおり、野遊びSDGs拠点(仮称)附属棟等整備工事の請負契約を変更する契約を締結しようとする。

令和7年9月2日提出

いなべ市長 日 沖 靖

- 1 変更前の契約金額
306,790,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額27,890,000円)
- 2 変更後の契約金額
346,183,200円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額31,471,200円)
- 3 契約の相手方
三重県四日市市中浜田町1番10号
生川建設株式会社
代表取締役 生川 正洋

提案理由

客土工事の追加、コンクリート舗装工事の増加、電気設備及び機械設備の見直し等のため契約を変更しようとするもので、予定価格1億5,000万円以上の工事の請負契約を変更するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びこれに基づくいなべ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年いなべ市条例第45号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第47号

財産の取得について (消防ポンプ付き自動車購入)

次のとおり、財産を取得しようとする。

令和7年9月2日提出

いなべ市長 日 沖 靖

- 1 取得目的
消防ポンプ付き自動車購入（1台）
- 2 取得方法
指名競争入札
- 3 取得価格
22,220,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,020,000円)
- 4 相手方
三重県四日市市北野町7-1-1
株式会社モリタ東海 四日市営業所
所長 小倉 浩之

提案理由

国の石油貯蔵施設立地対策等交付金事業を活用し、いなべ市消防団大安北分団に配備する消防ポンプ付き自動車を購入しようとするもので、予定価格2,000万円以上の動産の買入れについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及びこれに基づくいなべ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年いなべ市条例第45号）第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第48号

いなべ市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、いなべ市道路を次のとおり認定しようとする。

令和7年9月2日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

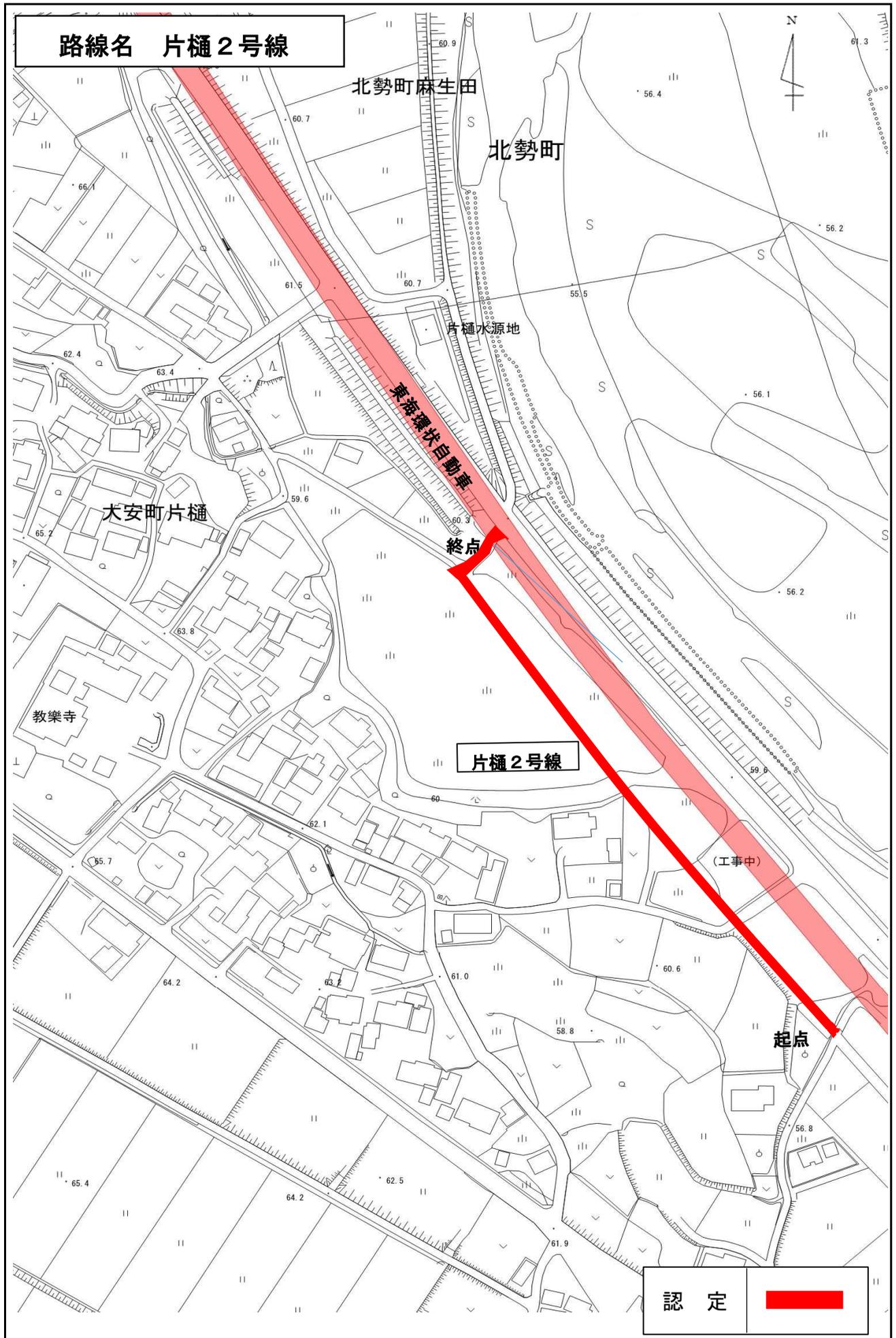
東海環状自動車道事業に伴い新設される区間を新たに市道として認定するについては、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

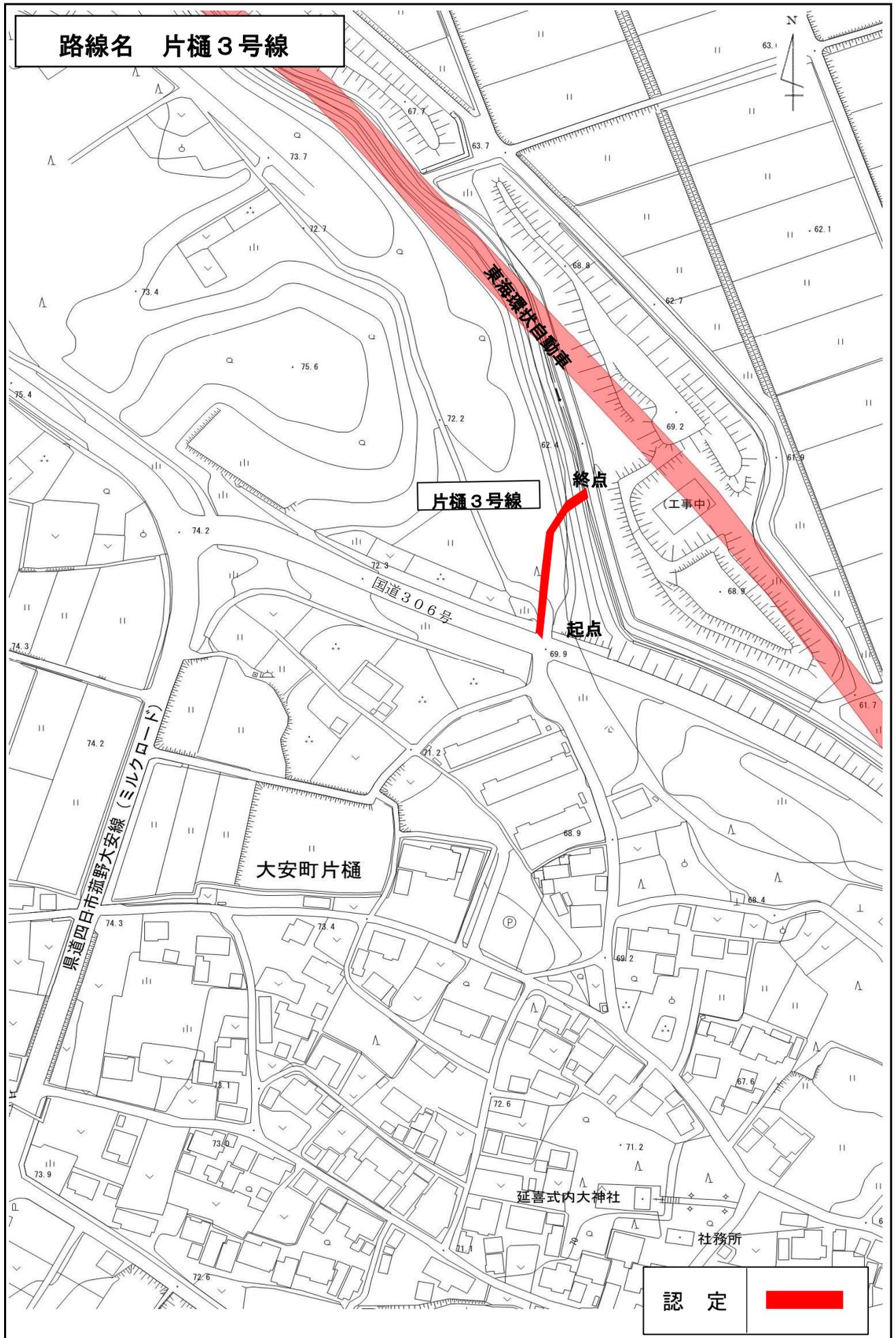
認定しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
片樋 2 号線	大安町高柳地内	大安町片樋地内	
片樋 3 号線	大安町片樋地内	北勢町麻生田地内	
麻生田 1 2 号線	北勢町麻生田地内	大安町片樋地内	

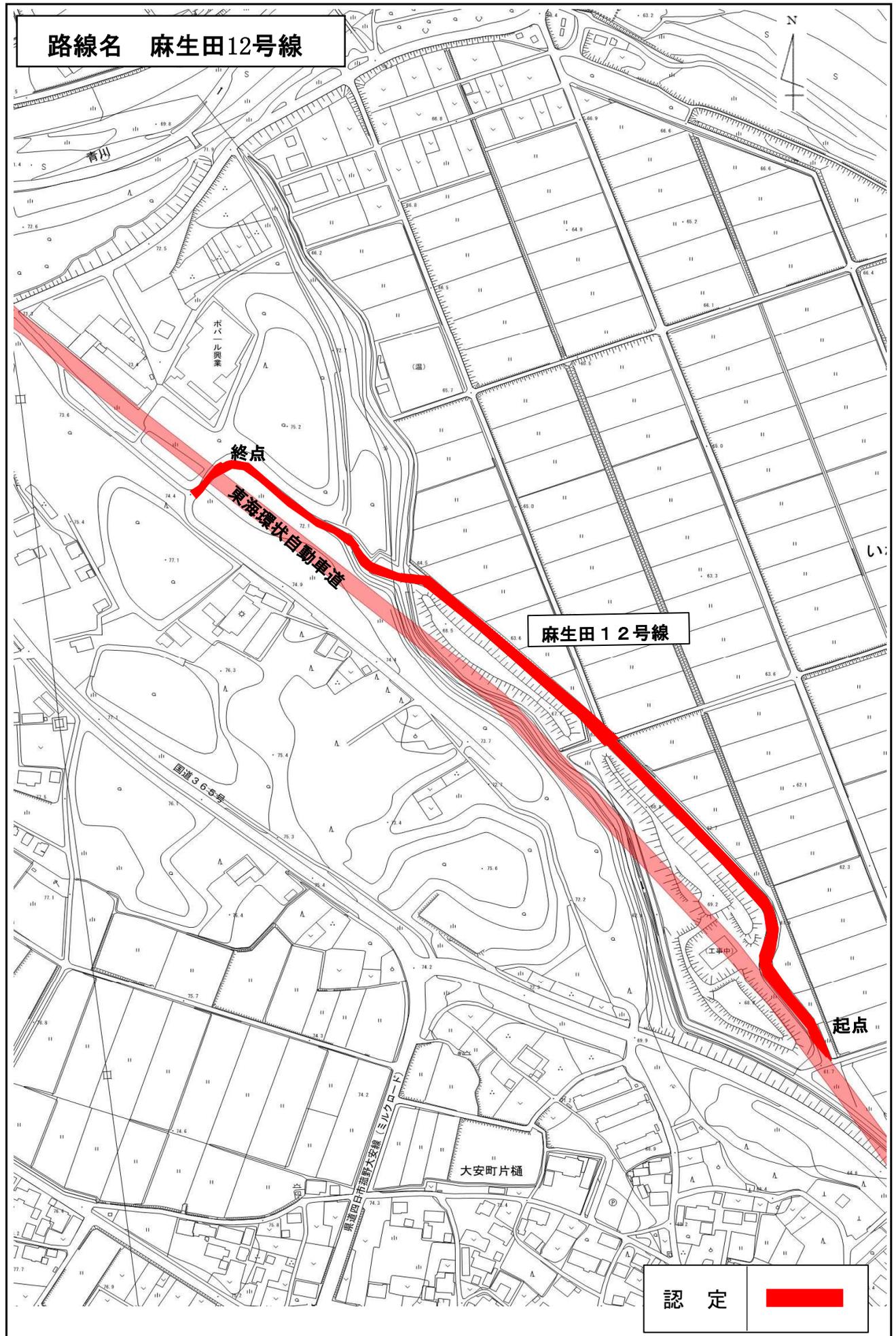
位置図



位置図



位置図



議案第49号

いなべ市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、いなべ市道路を次のとおり変更しようとする。

令和7年9月2日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

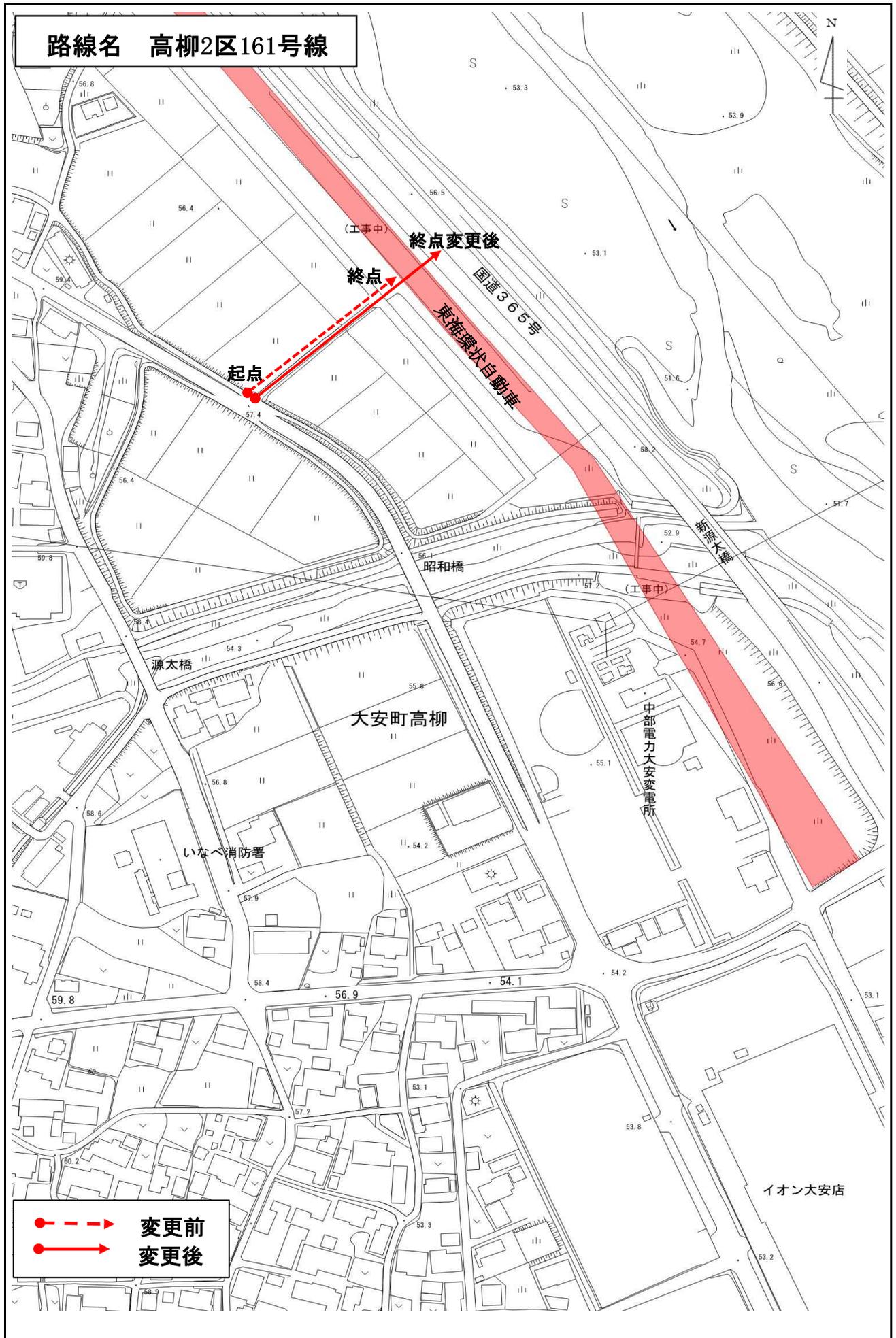
市道路線の起点又は終点を変更することについては、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

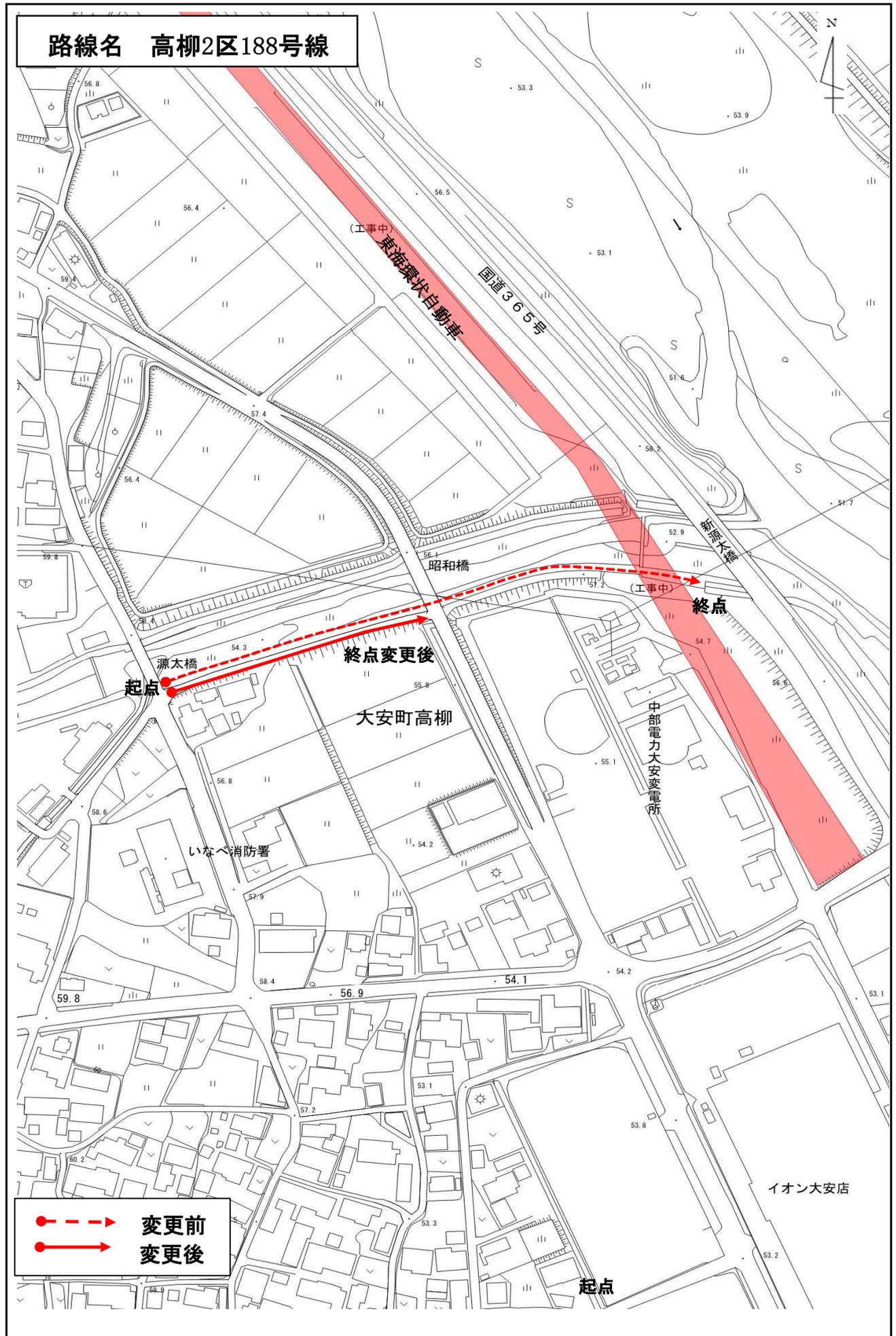
変更しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
高柳 2 区 1 6 1 号線	大安町高柳地内	大安町高柳地内	
高柳 2 区 1 8 8 号線	大安町高柳地内	大安町高柳地内	
片樋 2 区 1 4 4 号線	大安町片樋地内	大安町片樋地内	
片樋 2 区 1 5 2 号線	大安町片樋地内	大安町片樋地内	
片樋 2 区 1 5 6 号線	大安町片樋地内	大安町片樋地内	
麻生田 7 号線	北勢町麻生田地内	北勢町麻生田地内	
阿下喜 1 2 8 号線	北勢町阿下喜地内	北勢町阿下喜地内	

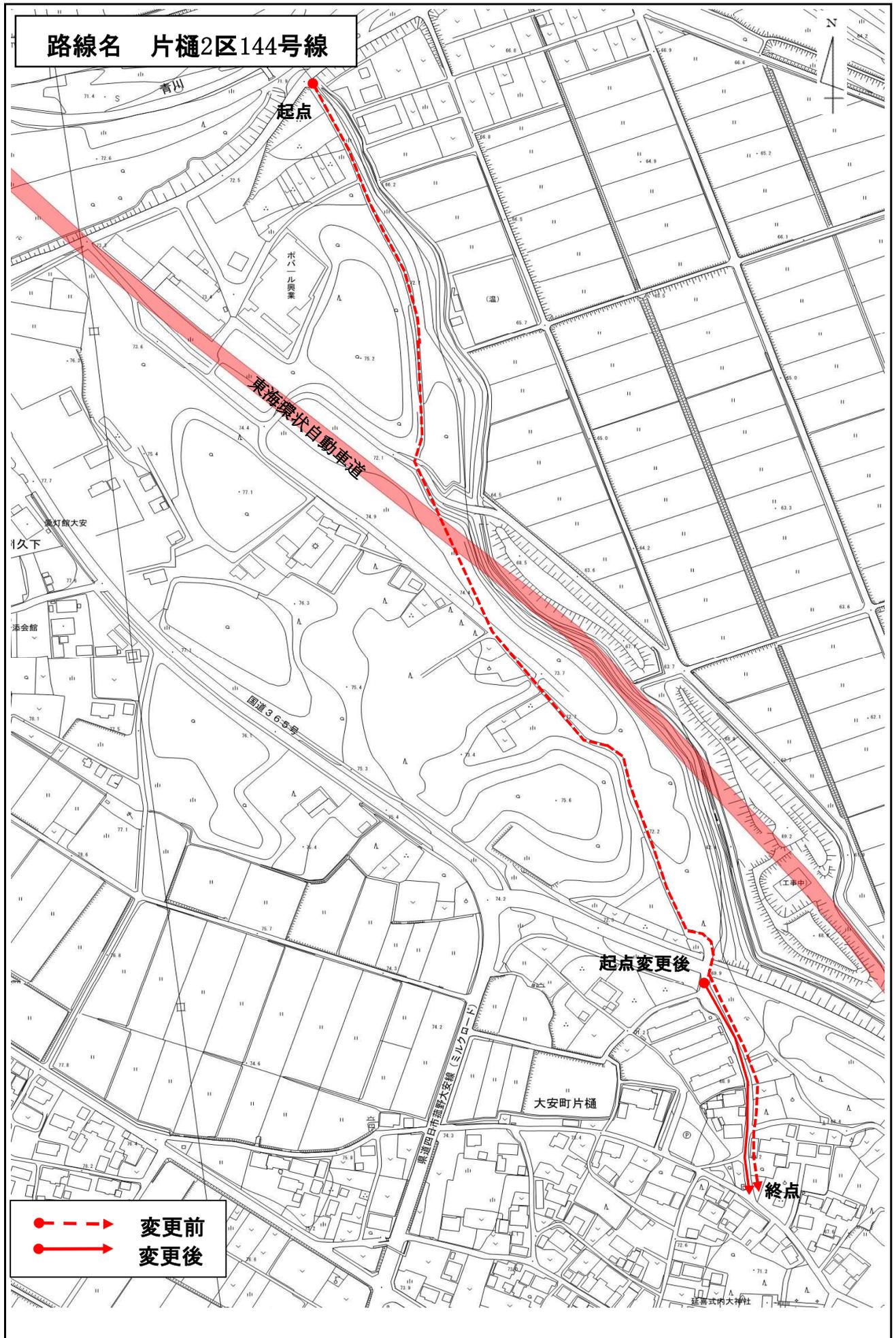
位置図



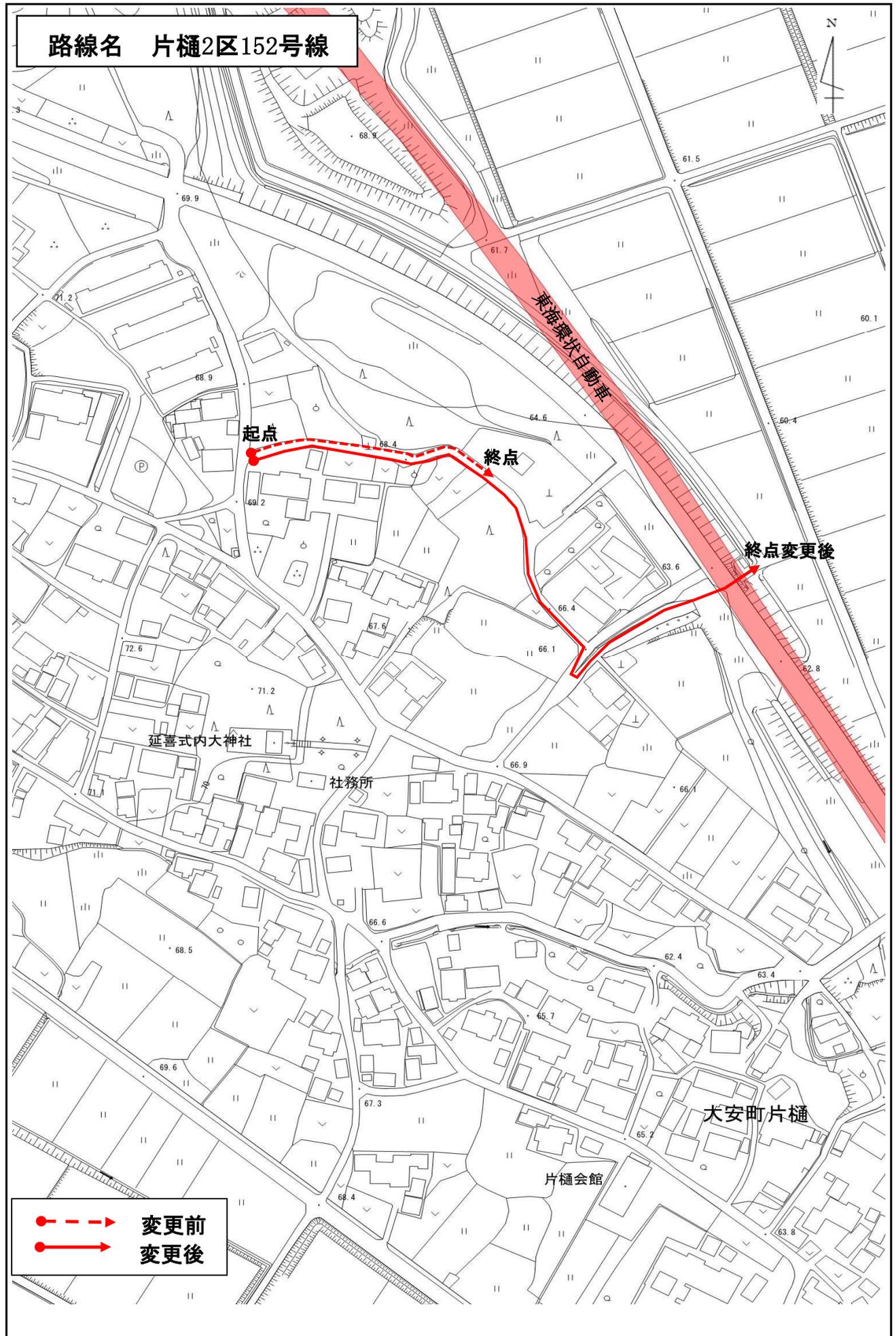
位置図



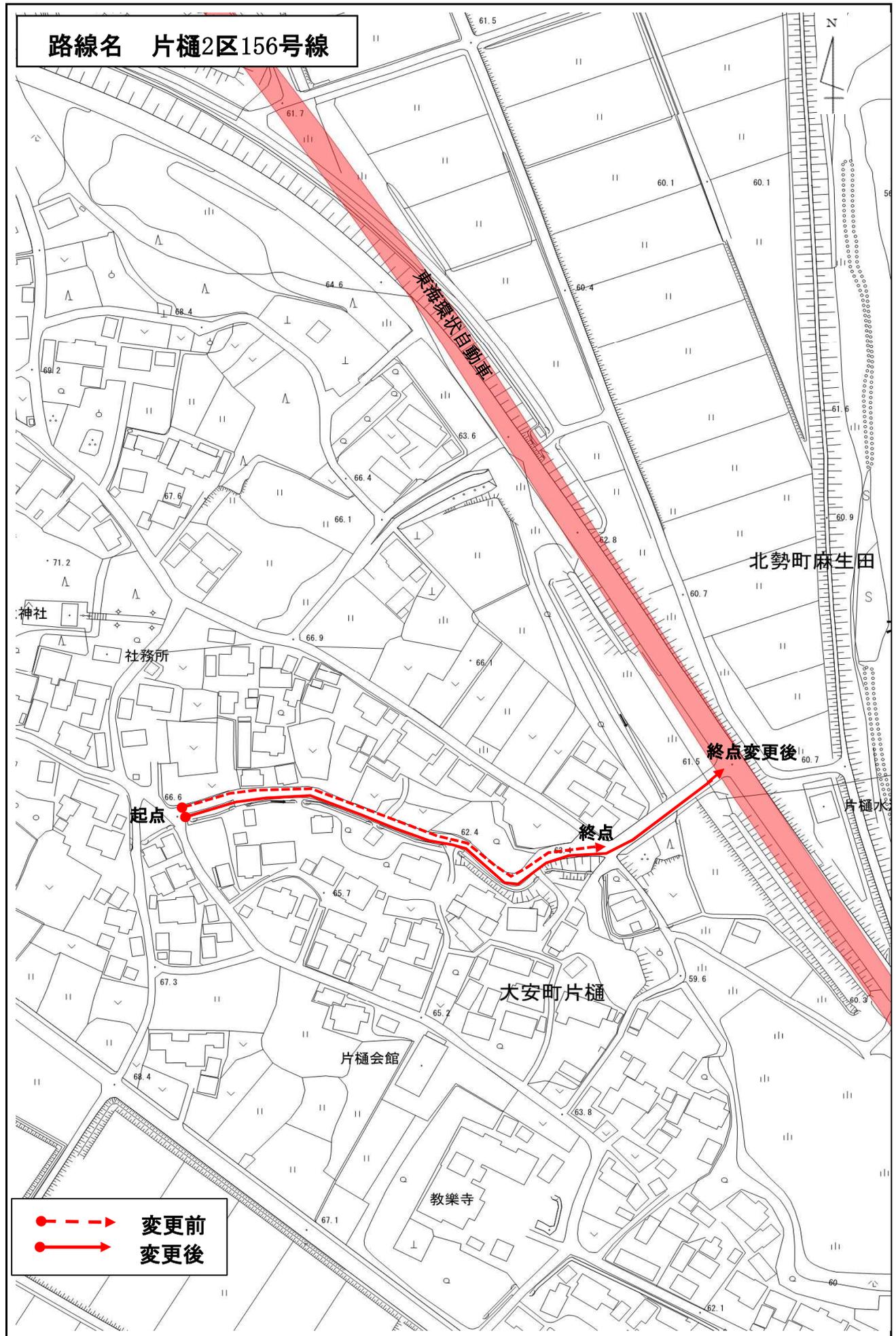
位置図



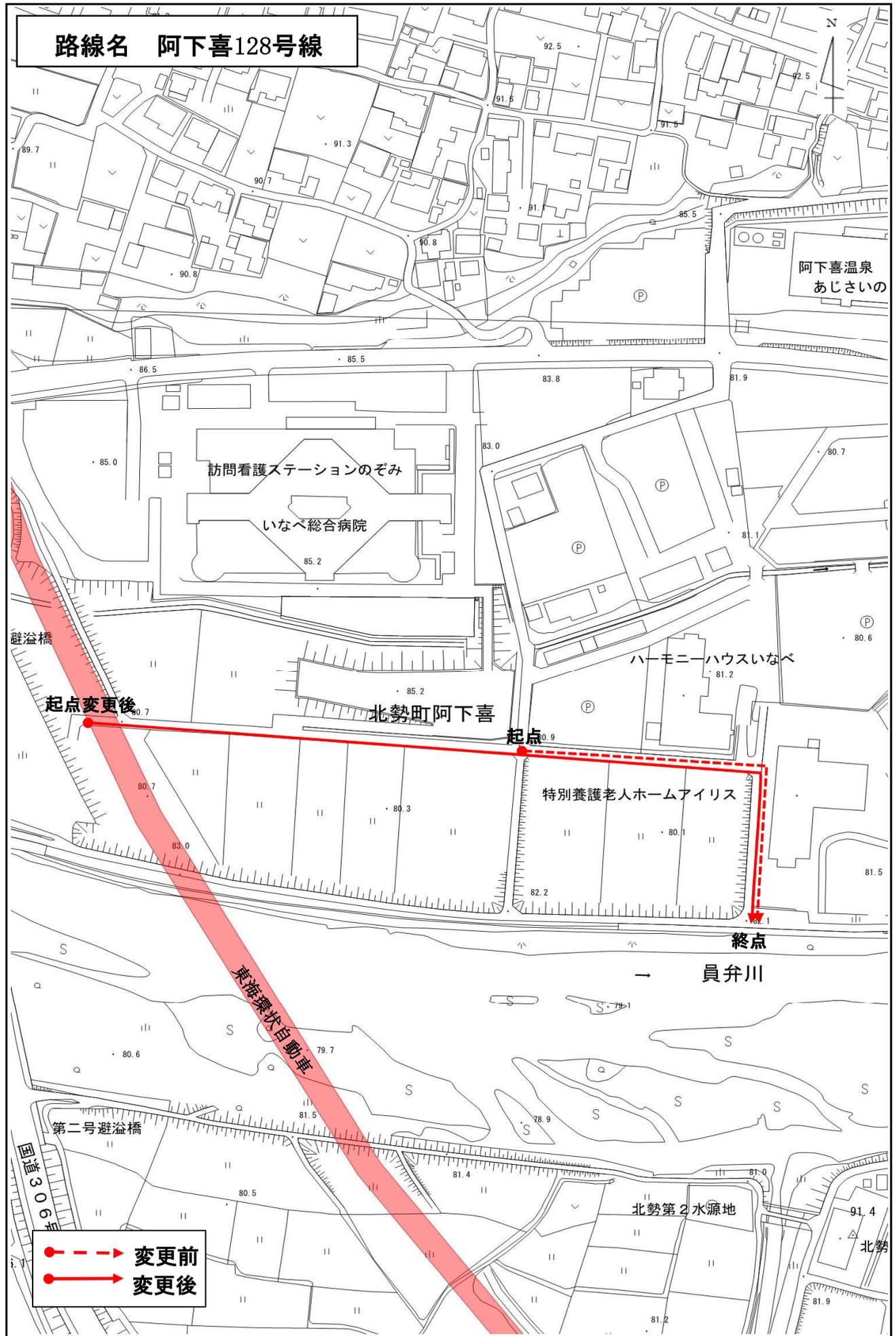
位置図



位置図



位置図



議案第50号

いなべ市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、いなべ市道路を次のとおり廃止しようとする。

令和7年9月2日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

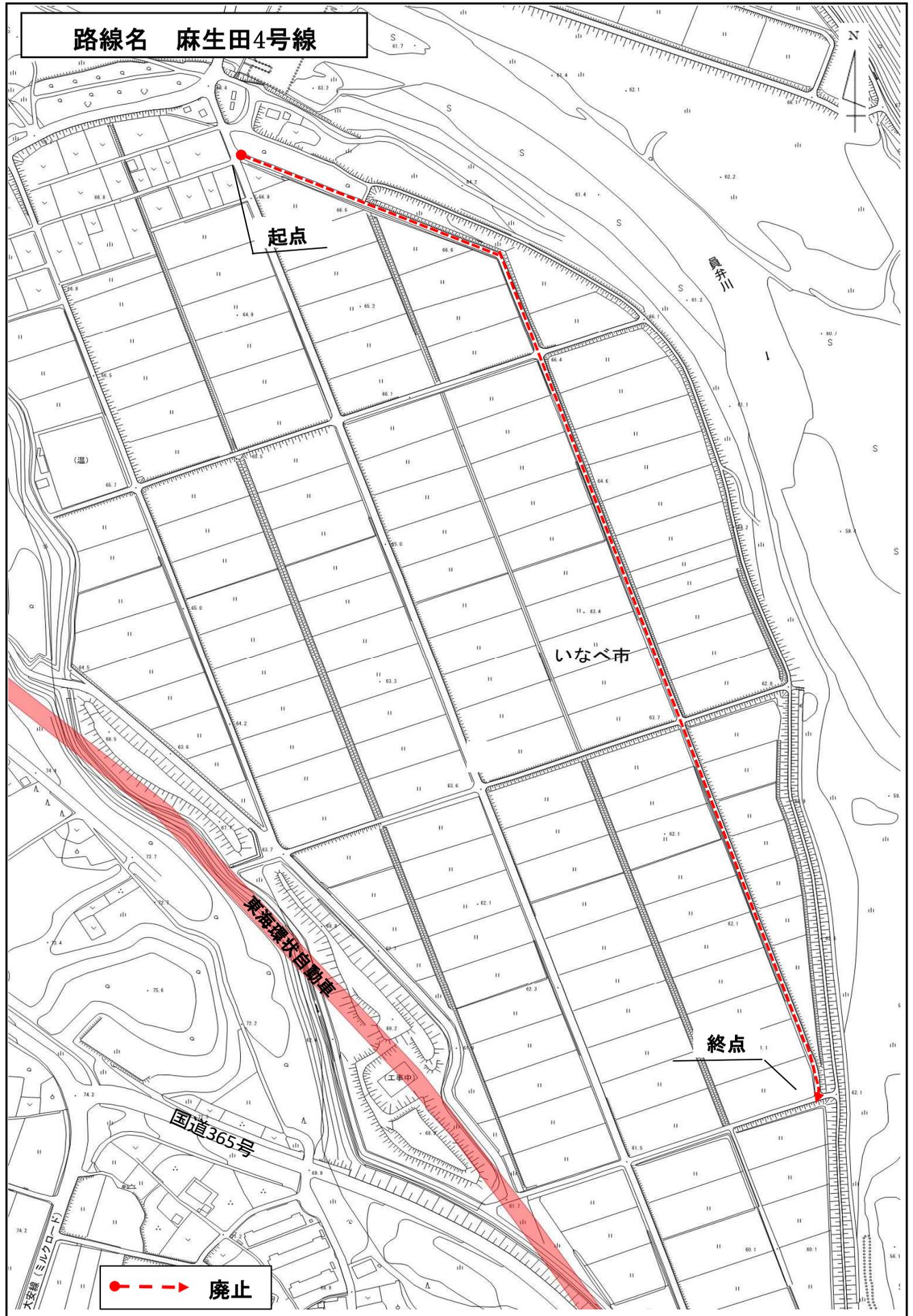
一般交通の用に供する必要がなくなった道路を廃止するについては、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

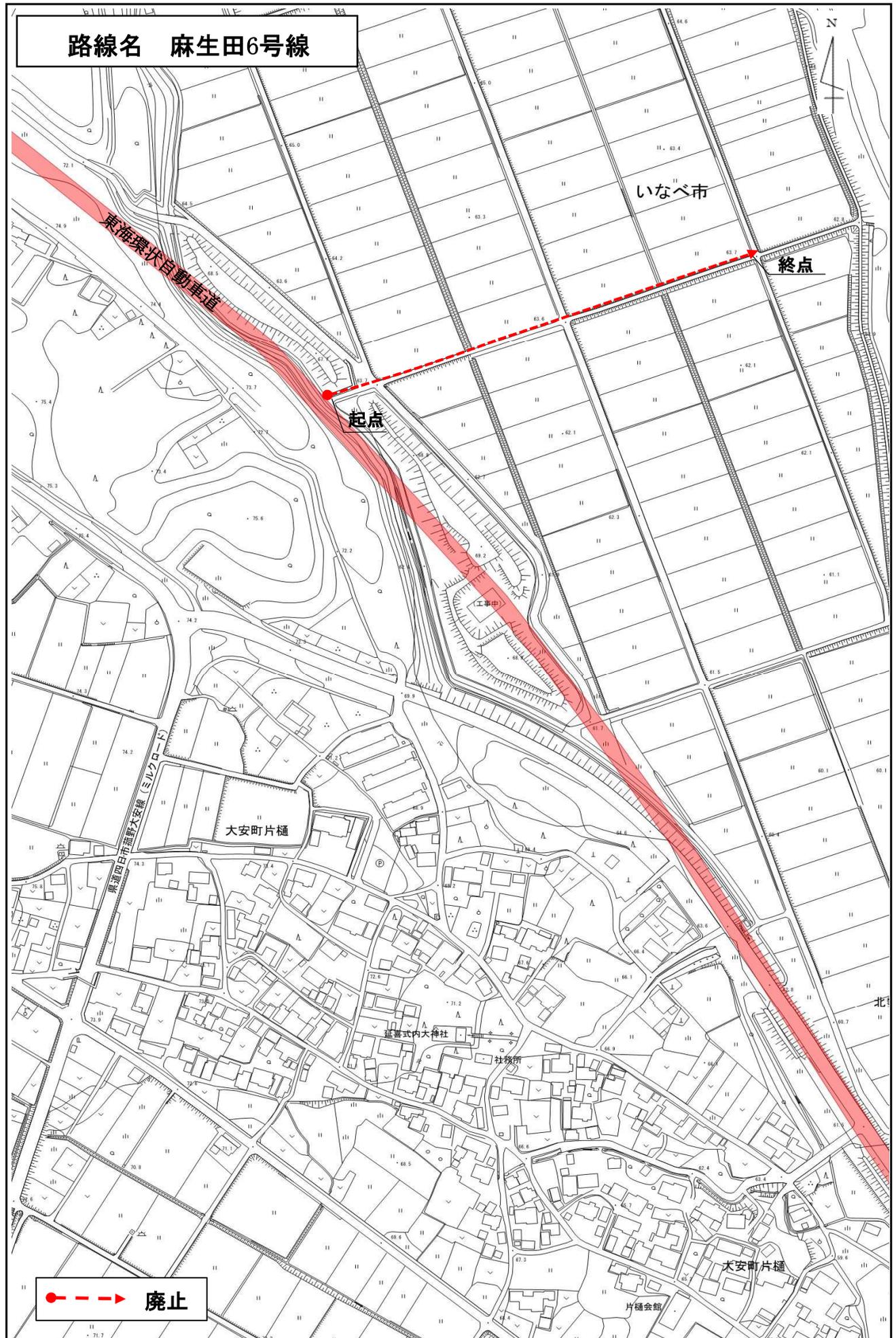
廃止しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
麻生田4号線	北勢町麻生田地内	北勢町麻生田地内	
麻生田6号線	北勢町麻生田地内	北勢町麻生田地内	
麻生田8号線	北勢町麻生田地内	北勢町麻生田地内	

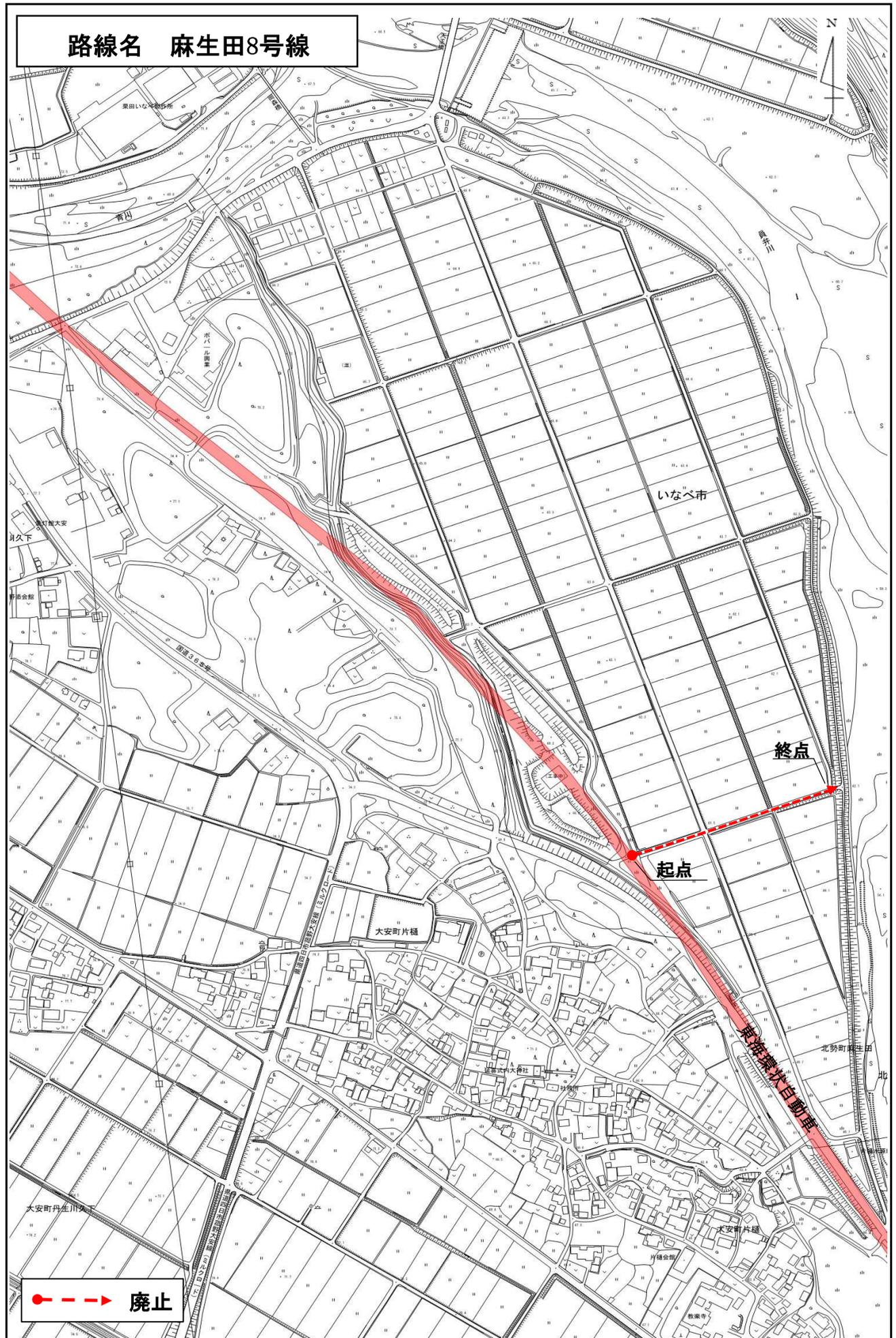
位置図



位置図



位置図



議案第51号

令和7年度いなべ市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度いなべ市一般会計補正予算（第3号）を別案のとおり提出する。

令和7年9月2日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 5 2 号

令和 7 年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を別案
のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第53号

令和7年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別案のとおり提出する。

令和7年9月2日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第54号

令和7年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別案のとおり提出する。

令和7年9月2日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 55 号

令和 7 年度いなべ市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度いなべ市下水道事業会計補正予算（第 2 号）を別案のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

認定第1号

令和6年度いなべ市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度いなべ市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

いなべ市長 日 沖 靖

決算書及び意見書については別冊

認定第2号

令和6年度いなべ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度いなべ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

いなべ市長 日 沖 靖

決算書及び意見書については別冊

認定第3号

令和6年度いなべ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度いなべ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

いなべ市長 日 沖 靖

決算書及び意見書については別冊

認定第4号

令和6年度いなべ市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度いなべ市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

いなべ市長 日 沖 靖

決算書及び意見書については別冊

認定第5号

令和6年度いなべ市水道事業会計利益の処分及び決算認定
について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度いなべ市水道事業会計の利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により令和6年度いなべ市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

いなべ市長 日 沖 靖

剰余金処分計算書並びに決算書及び意見書については別冊

認定第6号

令和6年度いなべ市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度いなべ市下水道事業会計の利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により令和6年度いなべ市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

いなべ市長 日 沖 靖

剰余金処分計算書並びに決算書及び意見書については別冊

